

第 1 期及び第 2 期に作成した「次期実行 5 か年計画に関する意見書」の記載内容

【構成】

【第 2 期作成 (H27.8)】次期実行 5 か年計画に関する意見書	【第 1 期作成 (H22.5)】次期実行 5 か年計画に関する意見書
<p>はじめに</p> <p>1 次期計画策定にあたっての基本的考え方（総論）</p> <p>1-1 現行の施策の評価 1-2 かながわ水源環境保全・再生施策大綱 1-3 かながわ水源環境保全・再生実行 5 か年計画 (1) 基本的な考え方 (2) 計画期間 (3) 対象施策・対象地域 (4) 構成事業の考え方 (5) 事業費規模</p> <p>2 次期計画に盛り込む水源環境保全事業の考え方（各論）</p> <p>2-1 森林関係事業</p> <p>2-2 水関係事業</p> <p>2-3 県外上流域対策関係</p> <p>2-4 モニタリング・県民参加の仕組み関係</p> <p>【水源環境保全・再生施策の実施に係る個別事項に関する県民会議委員の意見（参考）】</p>	<p>はじめに</p> <p>1. 本意見書の趣旨</p> <p>2. 現行の施策・税制の継続</p> <p>1 次期計画策定にあたっての基本的考え方（総論）</p> <p>1-1 かながわ水源環境保全・再生施策大綱 1-2 かながわ水源環境保全・再生実行 5 か年計画 (1) 計画期間 (2) 対象施策・対象地域 (3) 構成事業の考え方 (4) 事業費規模</p> <p>2 次期計画に盛り込む水源環境保全事業の考え方（各論）</p> <p>2-1 森林関係事業</p> <p>2-2 水関係事業</p> <p>2-3 県外上流域対策関係</p> <p>2-4 モニタリング・県民参加の仕組み関係</p> <p>【水源環境保全・再生施策の実施に係る個別事項に関する県民会議委員の意見（参考）】</p>

【詳細】

【第2期作成（H27.8）】次期実行5か年計画に関する意見書	【第1期作成（H22.5）】次期実行5か年計画に関する意見書
<p>はじめに</p> <p>水源環境保全・再生かながわ県民会議（以下「県民会議」という。）は、5か年計画に位置づけられた「県民参加による水源環境保全・再生のための仕組み」事業として設置され、12の特別対策事業について実施状況を点検・評価し、その結果を県民に情報提供する役割を担っています。</p> <p>このため、県民会議は、毎年の特別対策事業の実績を中心に点検・評価を実施してきました。</p> <p>現行の5か年計画が4年目を迎え、県民会議としては、これまでの点検・評価の結果を踏まえて、次期5か年計画の検討に際して意見を述べることは、重要な役割と認識しています。</p> <p>このため、県民会議では、県による次期5か年計画の検討に先立ち、これまでの8年間の取組について総合的な評価を実施し、その結果に基づき、次期計画の方向性について意見を取りまとめ、県に提出するものです。</p>	<p>はじめに</p> <p>1. 本意見書の趣旨</p> <p>神奈川県は、県民の良質な水の安定的確保のために、平成17年度に20年間の取組全体を示す「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」を定めました。そして、施策大綱をもとに最初の5年間に取り組む「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」を策定し、平成19年度から個人県民税の超過課税（水源環境保全税）による特別対策事業を推進してきました。</p> <p>水源環境保全・再生かながわ県民会議は、5か年計画に位置づけられた「県民参加による水源環境保全・再生のための仕組みづくり」事業として設置され、12の特別対策事業について実施状況を点検・評価し、その結果を県民に情報提供する役割を担っています。</p> <p>これに基づき、県民会議は、各特別対策事業とその最終目標である「良質な水の安定的確保」という効果を評価する道筋を「各事業の評価の流れ図」として整理して、県民フォーラム等により広範な県民参加を測りながら、これまで2回（平成19年度及び20年度）にわたり特別対策事業の実績を中心に点検・評価を行い、結果報告書を取りまとめてきました。</p> <p>現行の5か年計画が平成19年度から開始され、4年目を迎えた現時点において、県民会議としては、引き続き特別対策事業の実施状況を点検・評価するとともに、これまでの点検・評価の結果を踏まえて、次期5か年計画の検討を行うに際して、県民を代表としての意見を述べることは重要な責務であると認識するところです。</p> <p>そこで私たち県民会議は、今後、県が次期5か年計画を検討するのに先立ち、次期計画の方向性について以下のように意見を取りまとめ、提出いたします。</p> <p>2. 現行の施策・税制の継続</p> <p>水源環境の保全・再生は、森林の保全・再生などをはじめとして自然を対象としたものであるため、短期に効果が現れるものではなく、長期にわたる継続的な取組が必要です。</p> <p>前述したように、県は、20年間の取組全体を占めす施策大綱の方向性のもとに、水源環境保全税を財源として平成19年度から5か年計画に基づく12の特別対策事業を推進してきました。これらの事業の進捗状況をみると、一部には計画通り進んでいない事業もありますが、概ね順調に実施されてきております。また、長期のモニタリング調査による事業の効果と影響は、現時点では十分に把握することはできませんが、一部の調査結果からは、事業の実施により一定の効果が認められる事業もありました。</p> <p>また、財源については、水源環境保全税により、各種事業を継続的・安定的に取り組むことができました。</p> <p>そこで、現行の水源環境保全税の枠組みを維持して、引き続きこれを財源としながら、現行計画に基づく特別対策事業の継続を基本として必要な見直し・強化を行い、より実効ある内容で次期の5か年計画を策定して関連事業を実施していくことが必要と考えます。</p>

【第2期作成（H27.8）】次期実行5か年計画に関する意見書	【第1期作成（H22.5）】次期実行5か年計画に関する意見書
<p>1 次期計画策定にあたっての基本的考え方（総論）</p> <p>1-1 現行の施策の評価</p> <p>水源環境の保全・再生は、森林の保全・再生などをはじめとして自然を対象としたものです。このため、短期間に効果が現れるものばかりではなく、長期にわたる継続的な取組が必要とされます。</p> <p>これまでの取組により、一定の事業効果が現れているものと認識していますが、施策の最終目的である「良質な水の安定的確保」に向けては、まだ道半ばの状況であり、引き続き取組を進める必要があります。</p> <p>このため、現行計画に基づく特別対策事業の継続を基本として必要な見直し・強化を行い、より実効性のある内容で次期5か年計画を策定して関連事業を実施していく必要があります。</p> <p>また、財源については、引き続き水源環境保全税により安定的に確保し、各事業に継続的に取り組むことが求められます。</p> <p>1-2 かながわ水源環境保全・再生施策大綱</p> <p>平成17年に策定されたかながわ水源環境保全・再生施策大綱（以下「施策大綱」という。）は、水源環境を保全・再生するための平成19年度以降の20年間の基本的な考え方と施策の方向性を示したものです。これまでの施策の取組状況を踏まえると、現時点において、基本的な考え方などの変更はないものと考えますが、今後の検討によっては、必要な細部の見直しを行うこともあり得ると認識しています。</p> <p>1-3 かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画</p> <p>（1）基本的な考え方</p> <p>これまでの2期の取組においては、施策導入時の様々な個別の課題に、重点的・集中的に取り組んできました。</p> <p>今後の取組の方向性としては、施策大綱に示された20年後の将来像に向けて、神奈川の水源環境を可能な限り向上させ、持続的な状態とするための取組が求められます。</p> <p>そこで、次期計画の策定にあたっては、これまでの成果と課題を検証し、実施方法の工夫を図るとともに、必要に応じて今までの目標のあり方を見直すことが重要です。</p> <p>また、水源保全地域の全体を見据えて、様々な対策を相互に連携させ、良好な水源環境づくりを進めていく必要があります。</p> <p>（2）計画期間</p> <p>施策大綱に則り、次期計画の期間は、現行計画と同様に、5年間（平成29～33年度）の計画とすべきと考えます。</p>	<p>1 次期計画策定にあたっての基本的考え方（総論）</p> <p>1-1 かながわ水源環境保全・再生施策大綱</p> <p>施策大綱は、水源環境を保全・再生するための20年間の基本的な考え方と施策の方向性を示したものです。現時点においても、その目的・理念、今後の施策展開の方向性等についての認識は変わらないため、基本的な内容の修正は必要ないものと考えます。ただし、施策大綱に記載されているデータの更新、追加等については、基礎資料として継続的に行う必要があります。</p> <p>1-2 かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画</p> <p>（1）計画期間</p> <p>施策大綱に則り、次期の実行計画の期間は、現行計画と同様に、5年間（平成24～28年度）の計画とすべきと考えます。</p>

【第2期作成（H27.8）】次期実行5か年計画に関する意見書	【第1期作成（H22.5）】次期実行5か年計画に関する意見書
<p>(3) 対象施策・対象地域</p> <p>ア 対象施策 水源環境保全税により実施する特別対策事業は、現行計画と同様に、「水源環境の保全・再生への直接的な効果が見込まれる取組」と、「水源環境保全・再生を進めるために必要な仕組みに関する取組」とすべきと考えます。</p> <p>イ 対象地域 現行計画と同様に、直接的な効果が見込まれる取組については、県内水源保全地域及び県外上流域を対象地域とし、水源環境保全・再生を進めるために必要な仕組みに関する取組については、県民の水を守る観点から、県全域及び県外上流域とすべきと考えます。</p> <p>(4) 構成事業の考え方 特別対策事業は、現行計画に基づく事業と、施策目標達成のために「一般的な行政水準」を超えて新たに取組む事業及び拡充する事業を構成事業とする考え方を原則とすべきです。</p> <p>(5) 事業費規模 事業費規模すなわち水源環境保全税の規模については、次期計画が施策大綱に基づき策定されるものであることから、現行計画と同規模の水準を基本として検討し、必要な事業費を確保すべきです。</p>	<p>(2) 対象施策・対象地域</p> <p>ア 対象施策 水源環境保全税により実施する事業については、現行計画と同様に、主として水源環境の保全・再生への直接的な効果が見込まれる取組とする必要があります。</p> <p>イ 対象地域 現行計画と同様に、直接的な効果が見込まれる県内水源保全地域を主な対象地域とし、水源環境保全・再生を支える活動の促進については、県民全体で水を守る観点から、県全域とします。 相模湖等の集水域である山梨県側の県外上流域対策は、現行計画で、山梨県と共同で施策実施のための調査を行っており、その検討状況を踏まえて対象地域とすることを検討すべきです。また、酒匂川の流域である静岡県側の県外上流域については、引き続き水質等の状況を把握していくべきと考えます。</p> <p>(4) 構成事業の考え方 水源環境保全税により実施する事業については、「一般的な行政水準」を超え、新たに取組む事業及び拡充する事業を構成事業の対象とする現行計画の枠組みを原則とすべきです。 一般財源で実施する事業と水源環境保全税で実施する事業との関係が複雑で分かりにくいという意見はありますが、丁寧な説明や表現等の工夫により、県民に分かりやすく対応する必要があります。</p> <p>(5) 事業費規模 事業費規模すなわち水源環境保全税の規模については、次期計画が施策大綱に基づき策定されるものであることから、現行計画と同規模の5か年で約190億円（年額約38億円程度）をベースに検討し、必要な事業費を確保すべきです。 現行の税制における歳入の状況等については、県が実績に基づき検証し、県民会議に対し報告する必要があります。</p>

2 次期計画に盛り込む水源環境保全事業の考え方（各論）

2-1 森林関係事業

- 森林関係事業については、荒廃が進んでいた私有林で重点的に整備を行うとともに、シカ管理対策をはじめ様々な対策を進めてきました。この結果、下層植生が回復し、土壌保全が図られるなどの成果が出てきており、概ね順調に進められていると評価できます。今後は、これまでの成果と課題を踏まえ、以下の点に留意しつつ取組を進める必要があります。
- 県内水源保全地域全域において森林の水源かん養や生物多様性の保全などの公益的機能を向上させるため、これまで重点的に取り組んできた私有林整備に加えて、高標高域の県有林等も含め、森林全体を見据えた総合的な観点から対策を推進すべきです。
- 第2期計画から始めたシカ管理と森林整備の連携の取組を踏まえ、シカ管理と森林整備、土壌保全対策を組み合わせながら、より広範囲で取り組む必要があります。
- 気候変動による災害頻発への懸念や台風等による災害の発生状況を踏まえ、森林の生育基盤である土壌の保全を図るため、土木的工法を含めた土壌保全対策の強化に取り組むべきです。
- 森林の立地条件等に応じて、混交林や巨木林など多様な樹種からなる森林への着実な誘導や、森林資源の有効利用の促進等による民間主体の森林管理への誘導に努めるべきです。また、ブナ帯の森林再生にも引き続き取り組む必要があります。
- 県による公的管理が終了した私有林等について、森林の公益的機能の維持を図るため、森林管理の新たな仕組みの構築を検討すべきです。
- 水源の森林エリア内において、県が広域的な視点で進めてきた森林整備だけでなく、地域特性に応じたきめの細かい森林整備を進めるために、市町村も主体的に取組を実施できるような仕組みを検討すべきです。

2 次期計画に盛り込む水源環境保全事業の考え方（各論）

2-1 森林関係事業

- 今後の林業労働力の質的・量的確保のため、人材育成に取り組んでいる「かながわ森林塾」について、次期計画に位置付け、適切な目標を設定すべきです。
- シカ管理と森林整備の一体的実施については、水源かん養や土砂流出防止、生物多様性の保全など森林の有する公益的機能の観点から次期計画に位置付け、地域に応じて、水源の森林づくり事業や丹沢大山保全・再生対策などの関係事業と連携して取り組むべきと考えます。
- 地域水源林整備事業について、市町村が選択する整備手法により事業面積に比較して事業費が増加するため、今後はより適切な整備手法を検討する必要があります。

【第2期作成（H27.8）】次期実行5か年計画に関する意見書	【第1期作成（H22.5）】次期実行5か年計画に関する意見書
<p data-bbox="201 268 501 306">2-2 水関係事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="201 317 1469 485">○ 水関係事業については、河川・水路の自然浄化対策、地下水の保全対策、県内ダム集水域における公共下水道や合併処理浄化槽整備などを着実に進めてきた結果、河川の自然環境の改善や生活排水処理の進展など、一定の成果が見られています。今後は、これまでの成果と課題を踏まえ、以下の点に留意しつつ取組を進める必要があります。 <li data-bbox="201 541 1469 667">○ 河川・水路における自然浄化対策については、これまでの取組により効果的な手法も確立しつつあります。今後も、工夫を重ねながら、生態系に配慮した整備を継続する必要があります。 <li data-bbox="201 724 1469 808">○ 地下水汚染箇所においては、引き続き浄化対策を実施するとともに、その他の地域においても長期的にモニタリングを継続する必要があります。 <li data-bbox="201 865 1469 991">○ 県内ダム集水域における生活排水対策については、これまでの取組を継続して一層の整備促進を図る必要があります。その際、地域により進捗状況や整備促進上の課題が異なることから、地域の実情に応じたきめ細かい支援を検討すべきです。 <li data-bbox="201 1047 1469 1131">○ 合併処理浄化槽の整備については、今後は事業所等における大規模な合併処理浄化槽整備への支援強化も検討すべきです。 <li data-bbox="201 1188 1469 1272">○ ダム湖下流域における生活排水が、水源水質に負荷を与えている状況が見られることを踏まえ、負荷軽減に向けた支援区域の拡大を検討すべきです。 <p data-bbox="201 1329 620 1367">2-3 県外上流域対策関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="201 1377 1469 1598">○ 相模湖等の集水域である山梨県側では、山梨県との共同により、整備の遅れた森林を対象とする間伐等の森林整備や、桂川清流センターにおいてリン削減効果のある凝集剤による排水処理を実施しています。こうした県外上流域対策を引き続き継続し、長期的に取組の効果を見定めるとともに、酒匂川流域である静岡県側の県外上流域では、水質等の状況把握を継続する必要があります。 	<p data-bbox="1495 268 1795 306">2-2 水関係事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1495 317 2763 432">○ 河川・水路の自然浄化対策の整備手法について、生態系に配慮した河川・水路等の整備と直接浄化対策の手法を再検討する必要があります。例えば、汚染源（点源）対策とセットで河川・水路の自然浄化対策を実施することも一つの方法です。 <li data-bbox="1495 531 2763 657">○ 河川・水路の整備実施箇所では水質改善効果がみられる場所もありますが、生活排水などの流入がみられる箇所もあります。引き続きモニタリング調査を実施し、整備効果の把握に努める必要があります。 <li data-bbox="1495 714 2763 798">○ 地下水汚染箇所について、地域の状況に応じた効果的な浄化対策を実施するとともに、長期的にモニタリングを継続することが必要です。 <li data-bbox="1495 854 2763 970">○ 公共下水道及び合併処理浄化槽の整備については、相模原市における下水道計画区域の縮小と合併処理浄化槽整備区域の拡大に伴い、それに伴った下水道普及率や整備基数の目標の見直しが必要です。 <p data-bbox="1495 1329 1914 1367">2-3 県外上流域対策関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1495 1377 2763 1503">○ 県外上流域対策については、相模川水系上流域の森林の現況や水質汚濁負荷の状況等について山梨県側と共同調査を実施してきており、その調査結果を踏まえた効果的な森林保全対策や水質保全対策等が必要です。 <li data-bbox="1495 1560 2763 1728">○ 県外上流域対策を実施する場合の事業の内容、事業量及び費用負担については、①神奈川県側の行政区域を超える区域であり、②税負担を担う神奈川県民にとって広範かつ明確な公益をもたらす事業であること、③山梨県の規定の計画を超えて上乗せして実施する事業であること、という見地から、費用対効果も含めて十分に検討する必要があります。 <li data-bbox="1495 1785 2763 1869">○ 実施事業の効果を検証するため、場所や項目の選定等について適切なモニタリング調査をすべきです。

【第2期作成（H27.8）】次期実行5か年計画に関する意見書

2-4 モニタリング・県民参加の仕組み関係

- モニタリングについては、施策の効果を的確に把握し、県民に分かりやすく明示するとともに、県民意見を施策に反映するために必要不可欠です。今後は、より総合的な観点からの評価も求められることから、長期的・継続的に行う必要があります。
- 現行計画の中でこれまで県民会議が構築してきた県民参加の仕組みを、次期計画にも位置付けて継続するとともに、工夫を重ねながら発展させる必要があります。
- 水源環境保全・再生施策に対する県民の理解を促進し、水源地域の重要性についての認識の共有を図るため、都市部とダム周辺部、上流と下流など、様々な交流を含めた啓発の取組をさらに拡大する必要があります。

【水源環境保全・再生施策の実施に係る個別事項に関する県民会議委員の意見（参考）】

本意見書の作成にあたり、県民会議委員から提出された個別事項に関する意見や検討されたい意見を以下に述べる。

2-1 森林関係事業

(省略)

2-2 水関係事業

(省略)

2-3 県外上流域対策関係

(省略)

2-4 モニタリング・県民参加の仕組み関係

(省略)

【第1期作成（H22.5）】次期実行5か年計画に関する意見書

2-4 県民参加の仕組みづくり・調査関係

- 「県民参加の仕組みづくり」については、現行計画の中でこれまで県民会議が検討し、構築してきた仕組みを次期計画にも位置付け、それを基本に発展させるべきと考えます。
- 市民事業の支援については、市民事業支援制度の対象となる事業に限らず、多様な関係事業にも県民参加や県民協働の要素を盛り込み、水源環境の保全について、幅広い観点から県民参加の取組を推進すべきです。
- モニタリング調査については、施策の評価を行うために長期的・継続的に行う必要があります。また、事業効果を的確に検証するためには、県民視点と専門家による科学的な視点が重要です。森林の整備状況を検証する1つの手法として、水源環境保全・再生との関連や丹沢大山自然再生等における既存事業との関係を整理した上で、施策評価の根拠となる森林生態系調査の実施について検討すべきです。
- 事業の実績やモニタリング調査結果は、点検結果報告書やホームページ当の適切な方法により、県民に対して積極的に情報提供すべきと考えます。また、事業実施箇所において水源環境保全税を財源とする事業である旨を表示した看板の設置など、実施事業の周知方法等も検討すべきです。

【水源環境保全・再生施策の実施に係る個別事項に関する県民会議委員の意見（参考）】

本意見書の作成にあたり、県民会議委員から提出された個別事項に関する意見や検討されたい意見を以下に述べる。

2-1 森林関係事業

(省略)

2-2 水関係事業

(省略)

2-3 県外上流域対策関係

(省略)

2-4 モニタリング・県民参加の仕組み関係

(省略)